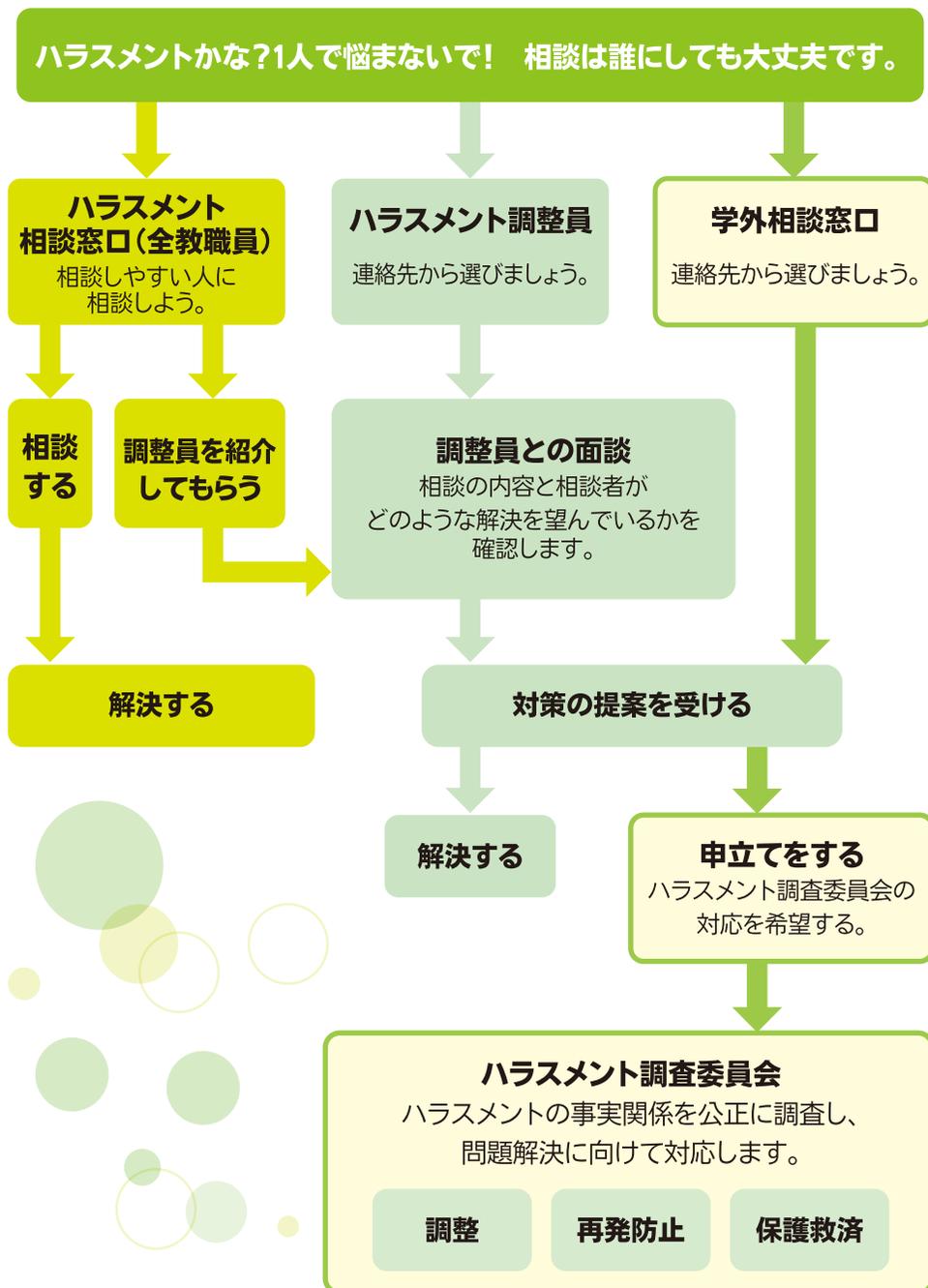


相談対応の基本的な流れ



STOP! HARASSMENT



わたしたち三重県立看護大学は、
ハラスメントをしない・させない環境づくりに取り組みます!
ハラスメント防止のために何より大切なことは、
わたしたち一人ひとりが自覚をもって
問題に向き合うことです。

ハラスメントをしない・させない環境をつくっていくために、あなたにできること

- 一人ひとりの人権を尊重しよう
- 大学の取り組みや制度を知ろう
- ハラスメントについて知ろう
- 傍観者でなく、抑止する力になろう
- 悩んでいる人がいたら相談にのろう
- ハラスメントの行為者に注意をしよう
- ハラスメント相談窓口に行くことを勧めよう



ハラスメントとは

悪意に基づく言動ではなくても、相手の人権・尊厳を棄損する、相手の生活環境を悪化させる等の不利益を与える、または相手を不快にするような言動は「ハラスメント」となりえます。

主なハラスメントの種類

【アカデミック・ハラスメント】

立場や地位の差異に基づく権力関係を背景に、人としての尊厳を侵害する、または教育・研究を妨害する等の不利益を与えることをいいます。

- 例 ●合理的に正当化できない教員の主観的な判断で単位を与えない。
●適切な理由や説明なしに研究指導を行わない。
●常識的な教育指導の範囲を超えて叱責する。

【パワー・ハラスメント】

立場や地位の差異に基づく権力関係を背景に、人としての尊厳を侵害する、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または相手の就労環境を悪化させることをいいます。

- 例 ●上位教職員が合理的な理由や正当な対価なく下位教職員を使役する。
●上位教員が下位教員の研究活動を妨害する。 ●暴力的な言動や誹謗中傷。
●プライバシーの暴露や根拠のない告げ口。

【セクシャル・ハラスメント】

明らかに性的な言動や性差に関する社会的通念に基づいた言動により、人としての尊厳を侵害する、または相手を不快にさせることをいいます。

- 例 ●性的な冗談やからかい。 ●必要もないのに身体に接触する。
●性体験や性的指向について聞くなど個人のプライバシーに踏みこむ。

【妊娠・出産・育児・介護休業等・ハラスメント】

相手が妊娠中・出産後・育児中・介護中であるという理由から、または産前産後休業や育児休業を申出・取得した者に対して、就労もしくは就学における不利益を与えることをいいます。

- 例 ●産前産後休業や育児・介護休業の制度を利用しないように求める。
●相手が妊娠中・出産後・育児中・介護中であるという理由から、自主退学・退職を強要する、教育・研究における指導を拒否する、または学業成績や勤務成績を不当に評価する。

【アルコール・ハラスメント】

飲酒に関連する人権侵害・配慮の不足・迷惑行為のことをいいます。

- 例 ●一気飲みを勧める。 ●お酒が飲めない人やお酒に弱い人への配慮を欠く（相手の体質・意向を無視して飲酒を勧める、または飲めないことをからかう等）
●飲酒により周囲に迷惑をかける（からむ、暴言・暴力、セクハラ等）

いつでも相談することができます

相談窓口、調整員、および学外相談窓口は、相談者のプライバシーを保護するための「守秘義務」を守ります。相談者の了承を得ずに、相談内容を他者に伝えることは決してありません。安心してご相談ください。

ハラスメント相談窓口

本学の相談窓口は、全教職員となっています。電話、メール、面談など、あなたにとって最も利用しやすい方法でいつでもご相談ください。解決を望む場合など、ご希望に応じてハラスメント調整員につながります。

ハラスメント調整員

ハラスメント調整員は、相談者から直接あるいは相談窓口を介した相談があったときに、相談者の希望に応じた対応の支援を行います。

学外相談窓口

本学の教職員のほかに、学外相談窓口に相談（電話もしくは Web）することができます。専任のカウンセラー（主に臨床心理士）が対応します。

ハラスメント調整員および学外相談窓口

学内ホームページ「ハラスメント防止ガイドライン」内に提示しています。



プライバシーの保護

秘密厳守

相談者の了承なしに相談内容を他に漏らしません。

プライバシー、名誉、その他人権の保護

相談者および相談にかかわる申し立てを受けた者を含む関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重します。

相談環境

安心して相談できる環境（個室）でお話を伺います。